

2007年8月27日

23:11

クイズ：優秀な若者の都会への流出を防ぎ、農村や中山間地域に引きつける方法はあるか。どのような政策的支援が考えられるか。

今日は国家公務員試験の試験結果が出ている。人事院が提供。1位は東京。229人。去年だけ採用は127人。半分しか就職先が決まっていない。慶応は二位。60人、内定は18人。早稲田よりは上なんだってさ。
ダントツで東大が強いのは確か。

お知らせしたい数字があるらしい。これはいらぬな。書きません。

4章2節2戦後の地方制度

第1期(制度形成期)1945-60

- ・ 日本国憲法と地方自治法、シャープ勧告、逆コース改革

戦前がこのような法律はなかった。市町村の課税自主権を与えるべきだという勧告がシャープ勧告。はじめ拒否していたのだが、考慮の余地が出てきた。保守化の改革が逆コース改革。警察制度を都道府県警察にとか中央集権化の改革があった。

- ・ 二元代表制、直接民主制、地方議会権限拡大、行政委員会制、都道府県への機関委任事務

地方議会と市町村長の選挙を別にする二元代表制。地方議会は戦前とは格段に大きな権限が与えられた。行政委員会は以前話した。公平性・政治的中立性を持つような仕組みとなっている。機関委任事務は、戦後は都道府県も二元代表制が導入され、国の出先機関ではなくなったが、機関委任事務でもって国がコントロールを維持しようとした。

第2期(制度運用期)1960-80

- ・ 新産業都市指定の陳情合戦、都市化と公害(環境)・福祉対策、革新自治体

高度成長期の地方自治。全員が満足している状況だった。陳情合戦。新たな産業都市を建設するために、新産業都市政策を実施。支援金とかの話。陳情する市町村が殺到する。でも、一方で公害問題とか出てくる。これを機に社会党共産党が政権を握ることもあった。

第3期(制度改革期)1980-

- ・ 地方分権推進委員会、機関委任事務廃止

高度経済成長は過去の話。ゼロ成長の時期。前提条件が大きく変わった中で、政府もそれに合わせなければならない。地方分権推進委員会が話し合っ、機関委任事務が廃止される。

4章3節都道府県と市町村

次の課題は、都道府県、市町村という二層制がどのような課題を作っているか。

- ・ 都道府県知事と縦割り行政――県は中間団体、部課長ポストは中央出向者も知事がしっかりしていれば、セクショナリズムは問題にならないのだが、縦割り行政がそのまま移ってしまった例が多かった。部課長ポストは官僚が多いような気がしてい

た。どうして、そうなのか。補助金は各省の縦割りで降りてくる。なので、省庁の人がくることが多いのだ。

・都道府県と市町村の制度——首長は大統領より権限が大きい(予算案と条例案の提出権)

アメリカの大統領よりは権限が多い。大統領は法案提出権はない。三権分立が厳しいので立法府が担当している。演説して説得するという形になる。それに対し、知事とかは法案提出権とかいろいろあるんだな。だから強い。

・英国は議会・執行部統合(議院内閣制)型、米国は強市長制や市支配人制も

特に市町村のレベルで言える。他の国は自治体の制度は日本よりも多様であることが多い。日本は法律で規制されているが、イギリスは議院内閣制を市町村でも採用している。選挙の結果支配政党が行政を握ると言うことになる。アメリカは市長も議員も直接選挙でとる。アメリカは非常に分散しているので、市の専門マネージャーを雇って委託するというケースもある。

余談、市支配人制は日本でも採用すべきだという声も強い。大都市のような政治的な利害対立が起こったときには、制御しきれない面が強いので、その場合は選挙で民意を反映した人の方がいいということもある。

・オール与党体制の地方議会、NPM改革

二代表制制・・・首長を監視する制度が弱い。議会も監視というよりは利益のおこぼれをもらおうという人が多い。NPM、民間の経営感覚を行政にも導入しようという話があつて今やっている。

・大都市制度——東京都制(1943-)、公選特別区長(74-)、清掃業務移管(2000)、政令都市(56-, 14市)、中核市(95-, 35市)、特例市(00-, 40市)

都市化というものが続いている。東京一極集中という現象もその一つ。お金や情報が集まる。地方にもそれぞれ拠点となる都市がある。都市と農村部の格差がそこにはある。自然な現象なのだが、これに合わせて制度も作られてきたという側面もある。都市に都道府県から権限を移譲するということも考えられている。都市も普通の市と変わらない権限になりつつある。

政令都市になると都道府県並みの権限を与えられる。

4章4節その他の主要テーマ

・財政構造——地方交付税と補助金、日本には「歳出の自治」はあるが「歳入の自治」がない

財政赤字の問題。夕張市の例も有名。国が財政上の管理をすることになった。これに限らず、深刻なところが多い。なぜ自治体の財政赤字がひどくなったのか。住民が様々なサービスを要求したと言うこともあるが国の責任も大きい。地方交付税交付金とか、行政からの補助金とかあったのに、自治体に対して公共事業をやれと命令して交付税とかの補助金でやらせていたのだが、このせいで赤字が広がったという面もある。国も財政がひどいから、交付税を廃止しようとしていて・・・また後で。

地方の住民が公共事業の要請を国に要求して、歳出を要求する。でも、その財政はどうするのか？自分たちで何とかしようなんてことは考えていない。財源は自分で面倒見ろ、と言おうという方向に転換した。すると、今までは歳出を増やせば補助金が出た。これからは歳出を増やすには採集を増やさなければならなくなった。これは公共事業が必要なら、増税によって歳出を増やして、それで有効に公共事業を考えようということになる。これが地方自治の本来の姿なのだ。

・議会と首長——能動的な首長・受動的な議会、革新自治体の議会、インサイダー化、議員数

首長は能動的なのだが、議会は受動的である。革新自治体、福祉とか環境に力を入れていこうという自治体とかもある。

インサイダー化。議会と首長の距離が近すぎる。議会と首長はある程度の緊張関係が必要。

議員数はアメリカと化の方が数段少ない。地方ごとに人数を決めるようにしてもいいのではないか。

・広域制度論——道州(地方)制・事務組合・広域連合・市町村合併

10位の州にまとめようかという話が道州制。地方が道州制単位のモデル。事務組合・・・ゴミ処理とか。広域連合・・・介護保険を実施する際に、農村部は財源がないので

共同してやろうという話。

・ガバナンス—どの程度政府は機能しているかを問う概念、モニタリング・参加・透明化

国政においても重要な視点。地方自治体でもね。ガバナンスがいいと、いい意志決定をして、住民の参加度も高いということ。革新派の人が主張になっているところはガバナンスが高いということであった。

4章5節地方分権改革

90年代以降になって分権改革は進んだ。

- ・1995(平成7)地方分権推進法、分権推進委員会
- ・1999(平成11)地方分権一括法
- ・2000(平成12)機関委任事務廃止+国地方係争処理委員会設置+地方事務官制度廃止
地方事務官、社会保険庁改革の一環。いろいろな出先機関があった。その中に地方事務官があった。

これの評価が↓

- ・従来の中央地方関係を180°転換させたというよりも、現実の自治体財政能力と実績を追認し、中央が地方に関与する法制度を廃止する改革
先生もその評価が妥当らしい。自治体の財政能力が高いとは言える。実際にやっている仕事の量も大変大きいので認めていこうということ。
- ・教育行政も分権化—教育長任命承認権廃止、校長の権限強化、学校選択制、小中一貫校

学校選択制、学区の廃止。小中一貫校の仕組みも整えられつつある。

- ・三位一体改革により「歳入の自治」導入なるか、ただし国・県・市町村の役割は融合型>分離型

今後は、三位一体改革（地方交付税の削減廃止・補助金の削減廃止・税財源の地方への移譲）は小泉内閣によって3～4兆円規模で行われ、安倍内閣もさらに推進中。これを推進するのなら、「歳入の自治」というのが導入できるかどうかポイントになる。自治体ごとに多様な施策をやるというのが地方自治だということを認めるのなら、色々な自治体で色々な行政サービスが必要だという要求があることがわかる。しかし、それぞれの自治体で、その財源をどうするかについても議論してもらおうということ。例えば「うちは税金は少なく方がいいから、サービス削ってもいいから、これくらいでいいよ」というのであればそれはそれで地方自治で決めていい。「いやうちは老人や若い人が多いから、老人医療サービスとか少子化対策とか、お金がかかっても、増税してもやってよ」というのであればそれも地方自治なのでいいわけ。

従って、これからは多様な自治体が出てくるということになる。歳入の自治、つまり増税するかどうかについても自分たちで決めてくれということになる。これが導入できるかどうかということになる。

ただ、融合型と分離型とあるが、今のところ国・都道府県・市町村の役割は融合型のままである。教育行政については前の説明を見てね。この教育サービス一つをとっても融合型の責任体制ということがわかる。これがそれぞれの役割分担、つまり分離型に変わるかどうか、これがポイントになる。

今日の話は以上だよー

地方分権改革についてのいくつかの資料があるらしい。

資料：

これから増税するから、よろしくという紙なのだが、こういうのは日本にはあんまりないよね。

地方分権改革の話。

第一次分権改革—機関委任事務制度廃止

現在…第二次分権改革—税財源移譲・補助金制度は部分的な改革だった。

（三位一体改革と今後の改革）

第三次分権改革—ヒトの改革

（公務員制度改革）

現在行われているのは第二次分権改革。これは税財源を国から地方に移そうというも

の。6月からは、所得税が減って、地方税が増えている。全体としては±0という話であるが増税になっている。しかし、ポイントは税財源を国から地方に移して、地方の財政体質を高めようというもの。

予想だが、第三次分権改革はヒトの改革になるのではないかと考えている。実際に、いかに優秀な人材を惹きつけるかという公務員制度改革が次の改革になるかもしれないという気がしている。

歳出について、できるだけ国の基準付けがないようにしよう。自治体の歳出について国が口を挟まないようにしよう。しかし、むしろ改革のポイントは歳入になって地方税を多くしようという話がある。税源移譲して、地方税を増やす。そして交付税を廃止して、地方税を上げる。一方で、新型交付税ということで誰にでもわかる要素で算定基準を単純化して、新しい交付税を導入しようということが話合われている。しかし、自治体からは「それは国による新たな締め付けではないか」という批判が出ている。

あとは地方債について自由化してゆく。地方が借金するときは、国が許可するという仕組みがあったのだが、それはもう必要ないから自由化します。自治体が借金したいのならしてもいいですよ、そのかわり破綻しても知りませんよという仕組みに変えてきている。つまり、それだけ国が自治体を突き放してきているということである。

面白いのは、国は財政再編というのが至上命題になっていて、「国には金がない。だから地方は自分でやりなさい」と突き放している。一方、地方はというと、一番大事なのは分権自治、そして地方に住んでいる人達の安全と安心の確保、というように財政再編という文字は一言も出てこない。国と地方のスタンスの違いが感じられる。

これから地方分権、どれくらい進めていくかが考えられている。

本当にこれで終わり☆

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/行政学/行政学7・1.doc>>